

# 原爆被害者問題調査研究の歴史と方法

浜 谷 正 晴

はじめに

I 原爆被害者問題研究における二つの立場

II 《社会的後遺障害》について

III 被爆者救援運動における理論・調査活動

まとめ

はじめに

本稿は、原爆被害者問題の社会科学的調査研究の歴史について、方法論的視点から考察しようとするものである。

原爆被害者問題の社会科学研究は、中野清一氏の「原爆影響の社会学的調査」(昭和25年)以降、今日まで質・量ともに発展してきている。それらは原爆被害の社会的側面——《病氣と貧困の悪循環》や被爆者の生活の解体・再組織過程、被爆体験の思想化等——について多くのことを解明してきた。しかし、ここ数年の研究史をふりかえる時、質的に新しい動きがあるように思われる。その一つは、被爆後二十数年を経た現在、《核風化》とよばれる現象が様々な形態をとって進行し(勿論、それは《核アレルギー解消》という日米支配層の意図的政策によるものであるが)、また、被爆者援護法制定の運動が一定の前進をかちとりつつも政治の大きな壁にぶつかっているという現状をうけて、被爆者問題の理論化と多様な実践的運動の展開の必要性が社会学者や被爆者救援活動家の中に痛感されつつある、ということである。<sup>(1)</sup> もう一つは、前者の方向を進めるためにも、それぞれの研究を明確に位置づけておくためにも、被爆者問題の社会科学研究史をまとめあげようとする試みが幾つか行なわれてきている、ということである。<sup>(2)</sup>

これら二つの動きは、被爆者問題研究の技術的検討ではなく、より大きな視点にもとづ

---

(1) たとえば、『原爆の社会科学研究』を主題とした、伊東壮、山手茂、小川政亮、石田忠の四氏による共同作業がある。

(2) 山手茂「原爆災害の社会学的研究——その方法論的一試論」(『経済と社会』第2号、1967年、1—16頁)、志水清編『原爆爆心地』(日本放送出版協会、1969年)など。山手氏は註(1)の作業において、研究史の叙述を担当されている。

いた方法論的検討が研究者の最重要な課題として提起されていることを示すもの<sup>(3)</sup>とも言えよう。こうした課題に対して、筆者は、以下に述べるような問題提起を行ないたいと思う。

## I 原爆被害者問題研究における二つの立場

1945年8月6日広島に、そして8月9日長崎に落とされた原子爆弾による被害は、概要次のようなものである。

原爆被害のもつ物理的・医学的特質は、大量の放射線を人体に浴びせたことにある。放射線は身体に永続的な障害を残し、労働能力を喪失・減退させ、就職・結婚の差別等生活上の支障をひきおこした。また、原爆は無差別大量殺傷兵器であり、大量の欠損家庭を作り出した。更に、原爆は市民の家庭・財産・職業労働の場を破壊し、これら原爆被害のもつ諸特質は、相互に絡みあって、被爆者を《原爆症と貧困の悪循環》におとし入れた。投下直後、被爆者は不意に破壊と死の世界に遭遇し、深刻な精神的影響をこうむった。<sup>(4)</sup>

このように、原爆は深刻な社会的・精神的な諸問題をひきおこす性質をもつ兵器であった。けれども、生存被爆者の問題は、被爆時の被害が今日に至るまで影響を与え続けている結果としてのみ把握することはできない。この26年間、アメリカと日本の政府は、被害（加害結果）を隠蔽・過小評価し、政治的に利用し、被爆者を放置し続けてきた。<sup>(5)</sup>こうした事情は、原爆被害のほしいがままの自己貫徹を許した。即ち、戦後日本の社会体制は、原爆被害の貫徹をおしとどめることなく、却ってその影響を過重にしたのである。更に見逃してはならないことは、原爆投下は決して《人命救助》や《早期終戦》を理由とした軍事的行動でなく、アメリカが戦後世界で覇権を握るための政治的行動であったことである。<sup>(6)</sup>原爆投下以来、戦後過程に貫徹するこの政治的被害は、被爆者問題形成の重要な要因である。

こうして、原爆被害者の問題は原爆被害と戦後の政治被害の両面から統一的に把握されなければならないのである。

他方、この戦後史は、主体（被爆者）の側から見れば、自分達の被害はどのようなものであるのか、何故原爆は投下されねばならなかったのか、何故今日に至るまで苦しめられ続けねばならないのか、を生活の現実の中で考え、自らの問題を認識し解決していく過程

---

(3) 筆者はこの研究史を書くために、約250の文献リストを作成しているが、ここではその一部しか紹介できない。

(4) 日本原水爆被害者団体協議会専門委員会編『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』（1966年）参照。

(5) 原水爆禁止日本協議会専門委員会編『原水爆被害白書——かくされた真実』（日本評論社、1961年）参照。

(6) 西島有厚『原爆は何故投下されたか』（青木書店、1968年）参照。

## 一 橋 研 究 第 21 号

であり、被爆体験のもつ意味を解明し、思想化していく過程であった。

このことは、戦後過程において、被爆者が、《被害を如何に認識し解決していくか》という社会科学的課題をになう《社会的存在》として、形成されていったことを意味している。原爆被害者問題の社会科学研究は、単に原爆被害の社会的な諸特質を扱うものとしてではなく、こうした被爆者の社会科学的な課題を解明するものとして、展開されてきたのである。

以上のように、被爆者問題の歴史を把握するとき、問題の認識の歴史である調査研究史を総括する上で、原爆被害と戦後の政治被害を統一的に把握すること——原爆被害者問題の社会科学的認識——の重要性が指摘されうるであろう。

こうした問題意識に立って、被害者問題の社会科学的調査研究の歴史をみると、そこには、大きく分けて二つの相異なる研究系譜の存在が指摘されうる。一方は、その二つの被害を統一する立場から被爆者問題を考察するのに対し、他方は、この問題を《社会的後遺障害》としてとらえる立場に立っている。この相違は、最も重要な方法論的違いである。

次に、それぞれの系譜を少し詳しく述べることにしよう。

### II 《社会的後遺障害》について

被爆者問題の社会科学研究は、昭和25年まで全くの空白であった。周知のごとく、米軍占領下においては、原爆と被爆者に関する研究・報道・発表は強権的に抑えつけられていたからである。同時に、原爆が戦争終結の口実に利用され、その被害の実相が隠蔽されていた結果、「原爆は平和をもたらした」という考えが広範にあり、原爆投下の真の理由が、アメリカの対日支配の本質や核戦争政策の持つ意味が明らかになるまで、究明されなかったこともあげられよう。そして、戦争末期の経済的疲弊と空襲による国民生活の破壊が戦後にもたらした経済的・精神的混乱もその一因としてあげられよう。これらの諸事情は、一般戦争被害と戦後の混乱の状態の中に原爆被害を解消してしまったのである。従って、被爆者問題の社会科学研究もまた、こうした認識条件の制約から免れえなかった。

講和条約発効前後から、ようやく、被爆者がなお原爆被害に呻吟している実態に目が向けられていったが、それは原爆孤児や原爆乙女等被爆者の一部に限られていた。この部分性は、被爆者問題が原爆のもつ《異常性》においてとらえられていたことを示している。

こうした時期に行なわれた、中野清一氏による「原爆影響の社会学的調査」や久保良敏氏による原爆の社会心理学的研究は、以上の限界を明白に物語っている。

第一に、両者はいずれも被爆直後の人間行動という異常体験に関する調査を行なっている。中野氏の場合は、被爆直後における異常な肉体的・精神的 damage と、大量の家族解

体の結果生じた被爆者の人間関係の異常性についてが、久保氏の場合は、その異常体験と原水爆に対する被爆者の「信念態度」<sup>(7)</sup>との関係についてが、研究の主題であった。第二に、中野氏の場合に指摘されうることだが、被爆者の研究は、「人間交渉に結びついて現われる分離の諸形態」<sup>(8)</sup>という理論的仮説の検証の場であった。このようなアプローチは、研究者の理論や仮説を立証する限りにおいて対象を設定することであり、それは、被爆者の側からすれば、被爆者問題の一面を恣意的にとらえたものにすぎなくなる。第三に、久保氏は、被爆直後の行動経験は、その体験者自身がその体験を分析・判断する過程なしに、原・水爆に対して「反対・憎悪・恐怖」<sup>(9)</sup>という態度を形成するものとされている。氏のいう信念態度とは感情的な反応であるが、被爆直後の行動経験が原水爆禁止という意識的行動につながるためには、両者を媒介する分析過程——戦後史の中で被爆体験の意味が検証されていた過程——が介在していなければならない。

以上のように、両者の研究内容・方法はこの時期の認識諸条件に大きく制約されていることが分かる。

昭和29年のビキニ事件を契機に急速に盛り上った原水爆禁止の世論は、翌30年には原水爆禁止世界大会を開催させるに至ったが、この大会は原水爆禁止運動を広範に成立させただけでなく、原爆被害者問題の認識条件を具備する契機となった。その後、抑圧された事実を明るみに出す《実相明確化》の運動、実相を非被爆者に知らせて、社会問題化する運動、実相を被爆者自身が意識化する（自己を対象化する）運動がはじまった。これらの運動の展開は、被爆者問題の社会科学的研究に大きな影響を与えた。中でも最も重要なのは、《被爆者の立場》の成立である。日米両政府による被害の隠蔽・利用・放置政策の下で苦しめられてきた被爆者の組織的運動の成立は、被爆者問題の解決方向をめぐって被爆者と国家との間に真の対立関係をつくり出したからである。この対立は、科学的研究の場においても被害実相の科学的解明と問題解決の方向との関連をめぐって、対立をひきおこすこととなった。以下、原爆災害の社会学的研究の歴史を通じて、《社会的後遺障害》研究の実態とその問題点を述べることにしよう。

中野氏は、第一回世界大会後結成された広島子供を守る会青年部の「生活ぐるみ平和運動」<sup>(10)</sup>に大きな役割を果たすとともに、原爆被害の実態、被害対策の消長、原水爆禁止運動に関する極めて資料的価値の高い労作「原爆と広島」（『新修広島市史』、第一巻第四編、昭和36年）を著わした。「原爆と広島」から、中野氏が被爆者問題を被爆者と密接に係りあ

(7) 久保良敏「原・水爆への態度」『原爆と広島』、広島県教組、1954年、16頁。

(8) 中野清一「原爆影響の社会学的調査」『原爆と広島』、1954年、33頁。

(9) 久保前掲論文、25頁

(10) 中野清一「生活ぐるみ平和運動」『仲間とともに』（1965年、68—70頁）参照。

いくつか多面的に考察した努力を知ることができる。しかし、氏の「原爆影響の社会学的調査」それ自体としては十分な展開をみずにおわったようである。久保氏も、昭和31年から33年まで、原水爆禁止広島県協議会原爆被害者救援委員会の援助のもとに被爆者意識の研究を行なっているが、これも前述の弱点を克服するものとはならなかった。<sup>(11)</sup>

昭和37年から広島大学原爆放射能医学研究所疫学・社会医学部門（以下、広大原医研と略す）は、「広島原爆被爆者の社会医学的研究」をはじめた。それは、被爆状況調査・健康調査・社会医学的調査からなり、老令被爆者・被爆自由労務者・スラムや漁撈地区、住宅地区居住被爆者などを対象としたものであった。被爆状況調査は被爆距離・被爆直後の行動・入市月日・被爆状況・急性症状などの項目からなり、社会医学的調査は家族構成・生計状況・住居・医療費・医療利用回数・職業などからなっている。これらの実態と健康との関連を被爆者と非被爆者集団の比較、距離別比較等によって考察し、問題点をひきだして福祉対策を講ずることを目的としたものである。自由労務者や原爆スラム、老令被爆者が主に調査対象に設定されたのは、次のような問題把握に基づいている。「原爆投下と同時にみられた社会的影響としては、孤児、未亡人、身体障害者の急激な増加が考えられるが、さらに家族崩壊や、相互扶助の壊滅を見逃すことはできない。これらは、その後の被爆者の経済生活、社会生活に大きな影響を与えた。経済的脱落者が増加し、多くの自由労務者を生み、それは原爆スラムを形成するとともに、胎内被爆小頭症の悲惨な姿を問題化して行った。現在、社会的後遺障害とみられるものは、原爆孤老と成人となった胎内被爆小頭症と言えるだろう。」<sup>(12)</sup>

この社会的後遺障害の研究は、昭和39年からはじまった被災白書作製運動によって多様な展開を見せた。<sup>(13)</sup> 原爆被災白書推進委員会「日本政府による原爆被災白書の作製に関する要望書」（昭和41年）によれば、白書は、(1)被災人口調査、(2)被災実態調査——(i)生存被爆者の悉皆調査(ii)原爆被害の社会的な影響調査(iii)物理学的小および医学的調査研究の集大成——、(3)原爆資料の保存と資料センターの設置、という三つの内容からなっている。この運動は、アメリカの核政策に追従する日本政府のうけいれるところとならず、政府への要望運動としては挫折せざるをえなかった。けれども、この構想のうち、原爆資料の収集・保存・利用の問題は日本学術会議原爆被災資料小委員会等による保存運動に、被災人口調査は広大原医研とNHKによる「被爆地図復元調査」に、原爆被害の社会的影響調査は、厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」（40年、基本調査・健康調査および生活調査・特

(11) Y. Kubo, "Data about the Suffering and Opinion of the A-bomb Sufferers", *Psychologia*, 1961, 4, pp. 56~59.

(12) 志水前掲書、160頁。

(13) 今堀誠二「原水禁と被災白書の運動」（『世界』1965年3月号、186—196頁）参照。

別調査。特別調査には隅谷三喜男、中鉢正美、石田忠の三氏が参画)、原医研「被災総合調査」、米山桂三氏を中心とする慶応大学社会変動論グループによる「被爆者生活の解体―再組織過程」の研究、大阪市立大学の大藪寿一氏を中心とする「原爆スラム」研究等々に、それぞれ受けつがれた。

広大原医研の原爆被災全体像調査は、昭和41年から始まったが、それは「被爆者ならびに被爆家族の被爆実態と、その後の推移を解明すること」即ち「被爆前の地域社会ならびにそこにおける家族の状況などの構造的連関を把握し、同時に、これら地域、家族、個人に及ぼした被爆の実態の記録と、さらに被爆関係者の健康と生活の推移、被爆後における社会組織の解体あるいは再組織の過程を明らかにして、被爆影響の総合的解明を企図<sup>(14)</sup>」したものである。このような被爆者の生活史と爆死者数を、「被災の全体像を明らかにする上で決定的に欠落している」空白点とする考えにもとづいて、爆心地図復元調査が始められた。この二つの空白が重視されたのは疫学的な事情によっている。即ち、生活史は「医学的に被爆の影響の全貌を把握するために必要」であり、爆死者数の確定は、統計上の母集団を確定するために必要であるというのである。被災人口調査によって母集団が確定されることの統計学的意義は大きい。しかし、原爆は大量無差別殺傷兵器であり、社会的差別等によって潜在している被爆者が多いことから考えると、その確定は不可能に近いのが実状であろう。このことと、「全体像の調査によりまして、……被爆者戸籍というのが確定したならば、生活を基準に置くような援護の方法というものが出来たのではないかな……」との志水清前原医研所長の発言とをあわせ考えてみると、この分母の確定という主張は、結果的には政府の放置政策を容認することになるのではなかろうか。

広大原医研の生活史調査は未だ具体的成果をみるに至っていないが、同様の研究が米山桂三氏らによって行なわれている。それは、「原爆投下がもたらした個人・家族・地域社会のディスオーガニゼーションが、再び曲りなりにも均衡を回復するに至る変動の過程を出来うる限り綿密にあとづける<sup>(15)</sup>」試みである。この研究は、原爆被害の労働や家庭生活への影響については詳細な解明を与えているものの、生活構造に焦点がおかれているために、また社会変動論の「貴重な研究材料」として被爆者が研究対象にとりあげられると

(14) 志水前掲書、199頁。

(15) 被爆地図復元調査委員会「被爆地図復元の論理と原爆被災総合調査の構想」『広島医学』Vol. 21, No. 12, 1968, 42頁。

(16) 志水前掲書、181頁。

(17) 『原爆被災全体像調査のための市民集会記録集』1969年、33頁。

(18) 米山桂三「被爆地広島にみる社会変動」『法学研究』第37巻第12号、1964年、61頁。

(19) 米山桂三・川合隆男「原爆と社会変動(一)」『法学研究』第38巻第9号、1965年、5頁。このグループの研究としては、他に、「原爆被爆とその後の社会生活」(『法学研究』第41巻第3号、1968年)、「原爆被爆者の社会生活の変化(一)(二)」(『法学研究』第42巻第9,10号、1969年)等がある。

いう研究態度のために、社会体制（＝戦後の政治被害）を欠落させた一面的な研究にとどまっている。

被爆者問題を社会的後遺障害という側面からのみ把握する考えは、隅谷三喜男氏や中鉢正美氏の生活史調査、大藪氏の「原爆スラム」研究にも共通してみられるものである。<sup>(20)</sup>

原爆被害の精神的影響の研究は、以上の社会的後遺障害研究に並行して、昭和37年以来、精神分析学者 R.J. Lifton<sup>(21)</sup> によって行なわれている。調査は、(1)原体験の回想と17年間のその意味の探究、(2)すべての残された関心と恐怖、(3)生存者が体験をいかに内的に定式化（formulate）しているか、という点について行なわれた。その結果、Lifton は、被爆者は原爆遭遇、死への没入（immersion in death）、放射能による自然と人体への見えざる汚染（invisible contamination）、原爆後遺症（A-bomb disease）、および、死者との一体化（identification with the dead）という四つの段階にわたる死を経験し、第一段階における guilt over survival priority は第四の死者との一体化を強く意識させるものとなっている、等の分析を行なった。このように、Lifton は被爆者の精神史を、死と果てしなく遭遇し、それを心理的に克服しようとする葛藤の過程として描いている。しかし、こうした心理的な正当化だけで被爆者が今まで生きてきたとは言えない。被爆者における生の側面の欠落は、原体験だけから被爆者の心理を解明しようとする Lifton の方法の弱点によるものである。

以上のように、被爆者問題を社会的後遺障害として考察する諸研究は、被爆者問題解決の方法論的基礎をもたない。戦後史は、単なる時系列的過程に矮小化され、生活史もこれまでの研究の不十分性を補うものとしてとりあげられたにすぎない。そして、被爆者は研究の対象であるにとどまり、よくても“協力者”（「集団参与評価」<sup>(22)</sup>）としてしか位置づけられていない。原爆被害は今後どのような結果をもたらすかもしれぬ、いわば未知数の不安をともなっている。従って、被爆者を個々の研究者の研究課題の材料とすることは、避けるべきである。何故なら、問題を恣意的に限定することになるからである。

### III 被爆者救援運動における理論・調査活動

IIで述べてきた社会的後遺障害研究とは異なる問題把握と方法が、被爆者救援運動と密接にかかわって展開されてきた。以下、この系譜について概略述べることにする。

被爆者の組織が初めて作られたのは、昭和27年であるが、原爆被害者の会の最大の問題は

(20) 隅谷三喜男「被爆問題の原点と現実」（『世界』1968年8月号、109—117頁）、中鉢正美「被爆者生活の構造的特質」（『三田学会誌』1968年12月号、1—28頁）、大藪寿一「原爆スラム」（『雄飛』、1968年）参照。

(21) Robert J. Lifton, *Death in Life*, Random House, Inc., New York, 1967.

(22) 志水前掲書、134頁。

被爆者の組織化であった。当時の被爆者は、占領体制の圧力の下に、「市のかたすみ」に押しこめられたまま、何の発言力も持たないで、時のたつに従って深くなってくる身体上、生活上、精神上的苦悩に耐えてきたが、「社会的同情」は「一人の特殊な個人」や一部の原爆乙女・原爆孤児にこそがれ、全被害者の救済とはならなかった。こうした状況にあっては、「被爆者の家を一軒々々訪問して話あい、入会をすすめる、そこで出された様々の訴え、要求をできることから解決していくという地道な世話役の活動から始め」ねばならなかった。同時に、「原爆被害者自身の口から全世界に向けて原爆の惨禍と平和の必要を訴える」ために手記を書く運動を行なった。<sup>(23)</sup>

このような世話役活動を通じて被爆者の実態を把握していく動きと並行して、広島では「平和と学問を守る大学人の会」による研究も行なわれた。それは「広島原爆について、その実態を分析し、具体的に把握された事実に基いて、原子兵器に対する認識を、単なる感性的なものから、理性的なものにまで高める」<sup>(24)</sup>ことを目的としたものであった。

昭和30年における原水禁運動と被爆者救援運動の成立は、Ⅱに指摘したような三つの運動の展開の基礎を築くものであった。世界平和集会広島世話人会『八時一五分——原爆広島一〇年の記録』（昭和30年）、平和と学問を守る大学人の会『広島原爆運動』（同31年）、『原爆被害者の歩み』、『原爆被害者救援の動き』（同32年）等の平和運動の解明、久保良敏・山手茂『原爆被害者実態調査報告Ⅰ・Ⅱ』（同31、32年）、原爆被災者の会『原爆被災者の実態』（同31年）をはじめとする被爆者の生活と意識の実態の解明、等々数多い調査研究が行なわれた。

これらの諸研究が明らかにした事実と救援運動の高揚を背景に、32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定された。しかし、これは被爆者の要求——国際法違反の兵器による被害に対する国家補償と医療・生活の保障——には程遠いものであった。

こうした国家の責任回避と安保改定を契機に強まった核武装化の危険に対処するために、第四回世界大会は「原爆による被害の実相を、科学的・総合的に調査研究」<sup>(25)</sup>した白書の作製を決議した。この中間報告は日本原水爆被害者団体協議会『原爆被害の実相と被害者の苦しみ』（昭和34年）にまとめられたが、被爆者の実態調査とその理論化は、非被爆者に如何に実相を科学的に認識させるか、という視点から行なわれたものであり、被爆者自身がその実相を対象化する視点を欠いていた。こうした分離は、被害者救援運動を原水禁運動の中にどう位置づけるか、をめぐる論争（所謂「車の両輪論」）の反映であった。

この分離を克服するために、『被爆体験の思想化』という視点から接近したのが伊東壮

(23) 原爆被害者の手記編集委員会編『原爆に生きて』、三一書房、1953年、281—283頁。

(24) 平和と学問を守る大学人の会研究論集『原爆と広島』、1954年、3頁。

(25) 日本原水爆被害者団体協議会編『原爆被害の実相と被害者の苦しみ』、1959年、1頁。



氏である。

伊東氏は昭和35年に「原爆被害者の現状と“否定”意識」および『被爆者意識の前進』についての試論」を発表している。前者は、被爆者は身体上の不安定とともに経済・社会生活上も不安定な状況におかれているが、それは単に原爆被害だけによって生じたのではなく、戦後の政府の被爆者への冷酷さと社会福祉政策の貧困によって過重させられた結果であること、身体・生活上の不安定、放置と社会的差別とが絡みあって、被爆者が孤独感・不安感・絶望感に縛りつけられている現状を明らかにすると同時に、その孤独感・不安感・絶望感はい閉鎖的生活態度と補完しあって受動的・停滞的な“否定”意識——他者と将来への不信——を作り出しているが、「被爆者の実態を十分に把握した 且つその被爆事実の外延性を意識した、国民と被爆者の絶えざる交流とその交流自体の発展過程」の中にその停滞的“否定”意識が投げ込まれば何らかの新しい発展的な意識へと発展させるうことを明らかにしたものであった。また、後者では、「只原爆投下時の放射能乃至は熱線・爆風の物理的被害が、今日尚自分の身体的障害をおこしている」<sup>(26)</sup>（傍点原文のまま）という考えのように原爆と自分を短絡的に結びつける誤りを説き、「原爆を“戦争”という大きな社会問題のまないたの上で先ず把え、アメリカや自民党の“戦争政策”の戦後の流れの中でみてゆくこと」<sup>(27)</sup>の重要性を指摘したのである。

このように、被爆者意識に焦点をあてることによって《被爆体験の思想化》＝主体形成の方法に研究目的がむけられたときに、原爆被害と戦後の政治被害の統一的把握という研究の基礎視角が提起されたのであった。

伊東氏の問題提起は、《被害の実相の解明》と《被爆体験の思想化》という二つの研究の流れを合流させた。その研究成果が『原水爆被害白書——かくされた真実』<sup>(28)</sup>（昭和36年）である。この『白書』は、Ⅰ. 1945年8月6日、Ⅱ. Ⅲ. 原水爆被害の実態、Ⅳ. 被爆者の意識、Ⅴ. 被爆者の生活、Ⅵ. 被爆者と社会保障、Ⅶ. 原水爆禁止と被爆者救援運動からなり、それまでの自然科学と社会科学の諸研究を集大成したものである。また、この問題提起は日本原水爆被害者団体協議会の研究活動と体験記の運動の定義の中にもみられる。「研究・学習の目的は真の自分（被爆者）を歴史の流れの中でつかみとることであり、その契機をなすのは無数の問いかけを自分に課すことであると言えます。」「（体験）記録運動は被爆の当日だけでなく戦後十数年の間の経緯もふくめて書くというのが従来までの体験手記とのちがいとして強調されてきました。」「自らの体験を記録していく中で、被爆

(26) 伊東壮「原爆被害者の現状と“否定”意識」『思想』1960年4月号、23頁。

(27) 伊東壮「『被爆者意識の前進』についての試論」『被団協連絡』No. 25、1960年5月10日号、13頁。

(28) 同、16頁。

(29) 註(4)参照。

の意味をより深く自ら把握していく契機をつかんでいくという点です。」<sup>(30)</sup>

昭和36年から38年にかけての3年間は、原水爆禁止の方向をめぐる激しい論争の時期であった。この論争は表面的に見れば《分裂》の観を与えたが、その基底には、被爆者問題の本質規定をめぐる論争があった。即ち、被爆者問題を投下決定過程からその時点までの歴史的状況・変遷の中で総合的に把握しようとする動きに対し、《原体験にかえれ!》と主張することによって、被爆者をあの未曾有の物理的被害体験に固執させ、封じ込めようとする動きであった。戦後の政治被害を故意に無視することは、被爆者の苦しみの根源をあいまいにし、被爆体験を原水爆禁止の要求・行動につなげる脈落を断ち切ってしまうことに他ならない。

以上に述べてきた論争を経て、昭和39年から援護法制定運動と被爆者救援運動は急速な盛上りをみせた。<sup>(31)</sup>そして、援護法要求に科学的根拠を与える調査・研究活動が精力的に展開された。<sup>(32)</sup>39年には静岡、福岡、大阪で、40年には山梨、京都、東京、福岡、山口、長野、愛知、岩手で被爆者組織による調査が実施された。こうした調査活動の発展は、被爆二十周年を迎えて「もう待てない」という政府の放置政策への被爆者の怒りが高まったこと、被爆地以外の地方に住む被爆者の実状は殆ど知られていなかったこと、これらの盛上りに対抗するために厚生省が行なった全国調査への不信、等々によってもたらされたものである。厚生省は、被爆者援護法制定の要求に対し、調査の結果が出てから、と具体策をひきのばしていただけに、調査がどういう問題意識や方法で行なわれるか、結果がどうであるかは被爆者にとって死活問題であった。

こうした背景における調査活動は、只被爆者の実態をつかむ手段としての調査から、被爆者問題の全的把握に基づいた批判に堪えうる科学的な調査活動へと、その性格を発展させた。「救援委員会が進める調査活動は、何よりも問題解決のための科学的な追求であり、被爆者の要求を組織し、被爆者の医療と生活を問いとる資料であり、そして原爆投下の責任を追及し、損害賠償の要求の科学的根拠となるものでなければならない……」<sup>(33)</sup>

これに並行して、被爆者問題の理論化の試みも活発になった。たとえば日本被団協専門

(30) 市村志郎「無数の問いかけを自らに課すこと——研究活動・体験記の運動を盛んにするために」『被団協連絡』No. 36, 1961年4月1日号, 15—19頁。

(31) これには、「原爆投下は国際法違反」とした《原爆判決》(昭和38年, 東京地裁)も大きな影響を与えた。

(32) 静岡県原水爆被害者の会は、昭和37, 39, 44年の3回にわたって『静岡県原水爆被害者白書』を刊行している。

(33) 原水爆禁止大阪府協議会被爆者救援委員会編『傷あととはまだ癒えていない——大阪における原爆被害者の実態』, 1967年, 21頁。被爆者組織の調査活動については、次のものが参考になる。この大阪の調査における『被爆者訪問カード』・『訪問活動の手引き』, 広島県原水協・同被団協『広島における被爆実態調査中間報告書』・『同手引』。

委員会編『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』は、原爆被害のもつ放射能・大量無差別殺傷・都市破壊という特質と《病気と貧困の悪循環》との構造的連関を明らかにし、被爆者援護法制定の法的根拠を解明した。<sup>(34)</sup>山手茂氏の「原爆災害の社会学的研究——その方法論の一試論」(昭和42年)や、厚生省『原子爆弾被爆者実態調査報告』(同)に対<sup>(35)</sup>する諸批判等にみられるように、方法論的検討も行なわれた。

昭和43年、高まる援護法の要求におされ、厚生省は「原子爆弾被爆者の特別措置に関する法律」を制定した。しかしこれは《特別の状態にある》一部の被爆者に対する措置であり、国家補償法ではなく《救貧法》であった。他方、返還映画のカット問題、教科書からの原爆写真の削除、原爆慰霊碑碑文抹消運動、等々、核アレルギー脱却政策の下で所謂《被爆体験の風化》も強められている。これらの動きに対し、第五福竜丸保存運動や体験記録運動、平和教育活動等々、原爆被害の実相を再認識し体験を継承する運動も多様に展開されている。

こうした対抗関係の中で、理論・調査活動も新たな展開をみせている。その特徴を整理すると、第一には『長崎の証言』<sup>(36)</sup>運動に見られるように、体験共有運動と調査活動の結合が指摘される。第二に、静岡における全戸訪問調査をはじめとして、全国で被爆者訪問活動が展開されている。<sup>(37)</sup>第三に、宮崎県原爆被害者の会『閃光は今もなお』(昭和45年)、福田須磨子『我なお生きてあり』(同43年)等、《あの日、あの時》の体験記から脱皮して被爆者の戦後史を描く証言記録も増えてきている。第四には、「被爆二世」問題への本格的な取組みがある。伊東壮氏のまとめになる『原爆被爆者の子どもに関する調査報告』<sup>(38)</sup>では、親の健康と子どものそれとの間の相関関係、親と子の「二世問題」への意識と要求、差別の実例とその形成過程について詳細な考察が行なわれている。第五に、山口大学近沢敬一<sup>(39)</sup>氏らと山口県の被爆者の会の協力によって、被爆者の精神面の研究も行なわれている。以上の様な調査活動の多様な展開は、救援運動と調査活動の相互規定的な発展という重要なサイクルの存在を示している。

(34) 援護法に関する文献は他に次のものがある。小川政充「被爆者援護法と社会保障」『社会福祉ひろしま』、1967年、2—6頁。山手茂「被爆者援護法はなぜ必要か」『世界』1967年4月号、186—193頁。

(35) たとえば、草野信男・佐久間澄「厚生省『原子爆弾被爆者実態調査』報告の検討」(『ヒロシマにて——九〇〇人の訪問』1970年、188—195頁)、伊東社「おおわれた一般人との『格差』」(『朝日ジャーナル』1967年11月26日号、36—40頁)、等々。

(36) 長崎の証言刊行委員会編『長崎の証言』(あゆみ出版社、1970年)参照。

(37) 静岡県原水爆被害者の会『静岡の被爆者——全戸訪問調査中間報告』(1970年)等参照。

(38) 東京都原爆被害者団体協議会編『原爆被爆者の子どもに関する調査報告』、1970年。

(39) 近沢敬一・船津衛・山口弘光「第2回山口県原爆被爆者実態調査(一)」『山口大学文学会誌』第20巻第1号、1969年、1—10頁。

理論活動の面では、西村有厚『原爆は何故投下されたか』（昭和43年）、松井康浩『戦争と国際法』（同）をはじめとして原爆投下の政治的・法的責任の追求も引続き行なわれていること、田沼肇「原水禁運動と被爆者問題」<sup>(40)</sup>（同44年）、山手茂「原爆被害問題と被爆者問題」<sup>(41)</sup>（同45年）、伊東壮「被爆者問題と運動への総括的覚え書」（同）等、被爆者問題の理論的方法的な総括作業が多くなってきていること、が指摘されうる。なかでも、伊東氏の「総括的覚え書」は、氏の研究のみならず、救援運動における理論的蓄積と発展の総括としての意義をもっている。「原爆被害の生物的側面にとらわれすぎ」「生活苦」や「心理的な傷」を全くみず、その背後にある「政治的ないみ」が脱落した被爆者像に対する抗議と闘いの歴史であった、<sup>(42)</sup>と伊東氏が自らの研究を総括していることは、重要な方法的問題を提起していると言えるであろう。

## ま と め

以上、筆者は、原爆被害者問題の社会科学的研究史の考察を通じ、二つの立場を異にする研究系譜の存在と、それぞれの方法的特徴と両者の間の差異について論じてきた。この研究史は、要約すれば、一方において原爆被害者問題を《社会的後遺障害》として把握する問題の認識と方法の誤りを明らかにし、他方において原爆被害と戦後の政治被害の統一の把握の方法論的意義を明らかにしていると言えよう。

こうして、われわれの前に次のような課題が提起されてくる。

第一には、原爆被害と戦後の政治被害との構造的連関を解明することである。

第二に、その究明を通じて、社会科学的な被爆者像を形成することである。

こうした課題を達成するためには、《被爆者的存在》を維持・再生産する社会的メカニズムと、それに抗して、そのメカニズムを科学的に認識し、その貫徹を打破し、自らの生きる意味をつかみとっていく主体形成過程とを被爆者の戦後史の中から析出してこなければならない。ここに叙述した調査研究史は、社会問題、社会運動、調査研究活動の三者の間に理論的実践的連関が存在することを示しており、その連関の中に実証主義を克服し、問題の科学的認識と主体の形成を目的とした調査活動の展開をみてとることができる。このような実践的探究方法が、以上の課題を果たす礎となるであろう。

（住所：国立市東2の13の25 曾我方）

(40) 『文化評論』1969年9月号、62—69頁。

(41) 『未来』1970年8月号、7—10頁。

(42) 伊東壮「被爆者問題と運動への総括的覚え書」『原点からの報告——被爆25周年被爆地訪問慰霊墓参団の記録』、1970年、62頁。